

熊取町議会委員会会議録

〔令和2年12月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊取町議会

目 次

〔議会運営委員会（11月27日）〕

令和2年第3回熊取町議会臨時会及び令和2年12月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	4

〔議会運営委員会（12月9日）〕

令和2年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	7
その他	11

〔総務文教常任委員会〕

議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例	14
質 疑	14
採 決	14
議案第99号 監査委員条例の一部を改正する条例	14
質 疑	14
採 決	16
議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例	16
質 疑	16
採 決	16
議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）	17
質 疑	17
採 決	28

〔事業厚生常任委員会〕

請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書	30
趣旨説明	30
質 疑	30
採 決	38
議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例	39
質 疑	39
採 決	39
議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例	39
質 疑	39
採 決	41
議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	41
質 疑	41
採 決	41
議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例	41
質 疑	41
採 決	42
議案第105号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について	43
質 疑	43
採 決	44

議案第106号	指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）について	44
	質 疑	44
	採 決	44
議案第108号	令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	44
	質 疑	44
	採 決	45
議案第109号	令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	45
	質 疑	45
	採 決	45
議案第110号	令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）	46
	質 疑	46
	採 決	46
議案第111号	令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）	46
	質 疑	46
	採 決	47
議案第112号	令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）	48
	質 疑	48
	採 決	48

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和2年11月27日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	副委員	長	田中豊一	委員	員	田中圭介
	委	員	浦川佳浩	委	員	渡辺豊子
	委	員	矢野正憲	委	員	坂上巳生男
欠席委員	委	員	長	重光俊則		
説明員	町	長	藤原敏司	副町長	員	南和仁
	総合政策部長		明松大介	総務部長	員	林利秀
事務局	議会事務局長		藤原伸彦	書記	員	瀬野裕三

付議審査事件

- 1) 令和2年第3回熊取町議会臨時会及び令和2年12月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

副委員長（田中豊一君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第3回熊取町議会臨時会及び令和2年12月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名であります。重光委員長から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は副委員長の私が進行させていただきます。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

副委員長（田中豊一君）なお、発言される方は着座でマスクをつけたまま、マイクを使っていただきますようお願いいたします。

初めに、第3回臨時会及び12月定例会に提案されます議案について説明を求めます。林総務部長。総務部長（林利秀君）それでは、まず、令和2年第3回熊取町議会臨時会にご提案させていただきます案件につきまして、資料に基づき説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

まず、行政報告でございます。

損害賠償に関する専決処分報告の3件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定されている事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

次に、報告案件について説明いたします。

令和2年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年10月30日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。内容につきましては、くまとりふるさと応援寄附に伴う経費の増額でございます。

続きまして、予定議案について説明いたします。

1件目の一般職職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年10月7日付人事院

勧告に伴い、本町の一般職職員の給与改定を行うため、この条例案を提出するものです。

2件目の令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、熊取永楽墓苑の管理システム導入に関連した債務負担行為に係る補正でございます。

以上が、令和2年第3回熊取町議会臨時会にご提案させていただきます案件となります。

続きまして、令和2年12月熊取町議会定例会にご提案させていただきます案件について、資料に基づき説明いたします。

1件目の固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、同委員の大上明子氏の任期が令和3年1月31日付で満了いたしますので、同氏の再任について地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。

2件目の督促手数料等条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正により、延滞金における特例基準割合の名称等が見直されたことに伴い、この条例案を提出するものです。

3件目の監査委員条例の一部を改正する条例につきましては、監査委員の独立性及び専門性をより強化することを目的として、議選監査委員を選任しないこととするため、この条例案を提出するものです。

4件目の非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例につきましては、公平委員及び固定資産評価審査委員の報酬について、勤務日数に応じた報酬とするため、この条例案を提出するものです。

5件目の国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに加え、令和2年度税制改正により、租税特別措置法の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険料の賦課及び減額賦課に関する規定について所要の改正が必要となることから、この条例案を提出するものです。

6件目の水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、水道料金の改定を行う必要が生じたこと及び大阪広域水道企業団との統合に伴い、不納欠損処理した水道料金の債権放棄の規定を追加する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

7件目の水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、大阪広域水道企業団との統合に当たり、一部の条例の廃止や、その他の条例において、水道事業に関する文言等を削除する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

8件目の下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例につきましては、今後、新たに生じる受益者に対する負担の公平性の確保の観点から、単位負担金額を恒久的に固定するため、この条例案を提出するものです。

9件目の指定管理者の指定、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑につきましては、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

10件目の指定管理者の指定、熊取町野外活動ふれあい広場につきましては、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

11件目の令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,836万8,000円を追加するものです。主な補正内容は、老人憩の家耐震補強に係る経費、新型コロナウイルス感染症対策に関するPCR検査支援に係る経費などとなっております。

12件目の令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加するものです。補正内容は、税制改正に係るシステム改修による電子計算機使用負担金の増額に伴う補正、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費補正です。

次のページをお願いします。

13件目の令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳

出予算の総額に歳入歳出それぞれ537万5,000円を追加するものです。補正内容は、税制改正及び保険料軽減特例見直しに係るシステム改修による電子計算機使用負担金の増額に伴う補正、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費補正です。

14件目の令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,069万6,000円を追加するものです。主な補正内容は、保険者機能強化推進交付金等の確定に伴う基金積立金の補正、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費補正などです。

15件目の令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入の既決予定額に48万円を追加、収益的支出の既決予定額に312万5,000円を追加、資本的支出の既決予定額から16万6,000円を減額するものです。補正内容は、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費の補正です。

16件目の令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出の既決予定額に1,764万3,000円を追加、資本的支出の既決予定額から95万2,000円を減額するものです。主な補正内容は、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費の補正、令和元年度下水道事業会計決算認定に伴う一般会計繰入金精算返納金の補正です。

以上で、令和2年第3回熊取町議会臨時会及び令和2年12月熊取町議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

副委員長（田中豊一君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なし。

以上で質疑を終わります。

次に、第3回臨時会及び12月定例会の会期についてを議題といたします。

第3回臨時会及び12月定例会の会期につきましては別紙日程表のとおり、第3回臨時会は本日11月27日の1日間、12月定例会は12月3日から12月17日までの15日間といたします。

第3回臨時会の本会議の開催は本日11月27日の1日間、12月定例会の本会議の開催については、12月3日、4日、7日及び17日の4日間といたします。

12月定例会の常任委員会につきましては、総務文教常任委員会を12月11日に、事業厚生常任委員会を12月9日にそれぞれ開催いたします。

また、12月定例会の第2回目の議会運営委員会につきましては12月9日に、議員全員協議会は12月11日に開催いたします。

以上のとおり、令和2年第3回熊取町議会臨時会及び令和2年12月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定いたしましたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、会期及び会議の日程についてはそのようにさせていただきます。

次に、一般質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。一般質問につきましては11月25日、全ての通告がされた後、副議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営であります。

第3回臨時会に提出されております議案、日程第3 議案第94号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についての件、日程第4 議案第95号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件及び日程第5 議案第96号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）の件、以上の3件は委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

また、12月定例会に提出されております議案、日程第4 議案第97号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件は、委員会付託を省略し、本会議で審議させていただきます。

次に、日程第5 議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第99号 監査委員条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件及び日程第14 議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件、以上4件は総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第8 議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第105号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）についての件、日程第13 議案第106号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）についての件、日程第15 議案第108号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第16 議案第109号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件、日程第17 議案第110号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、日程第18 議案第111号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）の件、日程第19 議案第112号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件及び日程第20 請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書についての件、以上の12件は、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第21 請願第2号 「種苗法の一部改正案」に関する請願書の件は、議会運営委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、第3回臨時会及び12月定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、令和2年第3回熊取町議会臨時会及び令和2年12月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたしました。

ここで理事者の皆様方にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

副委員長（田中豊一君）次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をご覧ください。

意見書につきまして、4件提出されております。

渡辺議員から、不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）、犯罪被害者支援の充実を求める意見書（案）、坂上巳生男議員から、種苗法の一部改正案について慎重な審議を求める意見書（案）、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書（案）の4件でございます。

この意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回12月9日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で、令和2年第3回熊取町議会臨時会及び令和2年12月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたします。ほかに何かあれば承ります。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）意見書案のところで、種苗法の一部改正案について慎重な審議を求める意見書と、議案の中でも請願あったんですけども、今、国会のほうでこの法案につきましては、衆議院のほうで成立して12月初めの閉会日にはもう可決成立する見込みの中で、これを審議する議運というのは、12月の先ほど意見書等の議運がこの後になるかと思うんですが、その中でこれを取り扱うのかどうかということはどうなんでしょうか。

副委員長（田中豊一君）ちょっと休憩させていただきますか。

(「10時21分」から「10時24分」まで休憩)

副委員長(田中豊一君)休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、渡辺委員からも意見がありましたけれども、このままいかせていただくということで、そういう形で進めさせていただいてよろしいですか。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(「10時24分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会副委員長

田中豊一

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和2年12月9日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	副委員	長	田中豊一	委員	員	田中圭介
	委	員	浦川佳浩	委	員	渡辺豊子
	委	員	矢野正憲	委	員	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町	長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	明松大介	総務部長	林利秀	
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	瀬野裕三	

付議審査事件

- 1) 令和2年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

副委員長（田中豊一君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和2年12月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名であります。

本日の会議は副委員長の私が進行いたします。

定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

副委員長（田中豊一君）なお、発言される方は着座でマスクをつけたまま、必ずマイクを使っていますようお願いいたします。

それでは、本定例会に提案されます追加議案について質問を求めます。林総務部長。

総務部長（林利秀君）令和2年12月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件につきまして、資料に基づきご説明いたします。

資料の追加予定議案の欄をご覧ください。

追加予定議案につきましては、工事請負変更契約の締結が1件、補正予算については1件の合計2件でございます。

それでは、案件について説明します。

1件目の工事請負変更契約の締結について、長池オアシス公園施設更新工事（2-1）につきましては、当該工事において工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2件目の令和2年度熊取町一般会計補正予算（第11号）につきましては、補正内容は、町立西保育所の駐車場用地の購入に係る経費1,991万円を追加する補正等でございます。

以上で、令和2年12月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件についての説明を終わらせていただきます。

副委員長（田中豊一君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本2件につきましては、12月17日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本件につきましては追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで理事者の皆さんにはご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

(理事者退席)

副委員長(田中豊一君) それでは、本定例会に提案します議会運営委員会提出に係る追加議案について、議会議務局長から説明をお願いします。

議会議務局長(藤原敏司君) それでは、議会基本条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

見出しの件につきまして、地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第11条第3項の規定により議会運営委員会の提出議案として上程するものでございます。

提案理由ですが、令和2年7月に策定した議会BCPにより、災害時等においても議会機能を的確に維持すること及び議会議員政治倫理条例を遵守することを明記するため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

議会基本条例の一部を改正する条例改め文でございます。内容につきましては、議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明させていただきます。

次のページをご覧ください。

議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案となっております。

まず、目次の改正といたしまして、現行第9章を第10章に繰り下げ、第9章として議会の災害対応を追加いたします。

次に、第17条の改正でございますが、議会議員政治倫理条例において詳細に議会議員が遵守すべき項目が定められていることから、同条例の遵守義務を第17条に明記するものでございます。

次に、現行第18条、第19条をそれぞれ1条ずつ繰り下げ、第18条に「議会は災害時等においても住民の生命と財産を守るため、議会機能を的確に維持しなければならない」を追加するための改正をいたします。

これは、大規模災害などの非常時においても議事・議決機関、また住民の代表としての議会がその機能を的確に維持することを目的とした議会BCPを令和2年7月に策定したことから、災害時の議会機能の維持を内容とした条文を新たに追加するものでございます。

5ページのほうにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、委員会提出議案第1号 議会基本条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

副委員長(田中豊一君) ただいま説明がありました議案について質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本委員会は、議会基本条例の一部を改正する条例(案)について、本定例会

に追加議案として上程するため、議会議事規則第13条第3項に基づき議長に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本委員会は、本条例を本定例会に追加議案として上程するため、議長へ提出いたします。

なお、本件につきましては12月17日の本定例会最終日に追加議案として上程し、議会議事規則第38条第2項の規定により委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、この本件につきましては追加議案として上程し、議会議事規則第38条第2項の規定により委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、先日持ち帰っていただきました意見書(案)4件について、ご意見をいただきます。お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書(案)について、ご意見等を承ります。ご意見はございませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) この不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書について、内容的には特に問題点はないといえますか、賛成であります。不妊治療の問題に関しては、この間、マスコミの報道等を見ておまして、菅首相が不妊治療について非常に積極的な発言をされていたかのように記憶しているんですが、その辺のところと、この意見書の内容について、もしお分かりの点がございましたらお教え願えたらと思いますが。

副委員長(田中豊一君) 渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) 一応、今の首相も不妊治療につきましては前向きに取り組んでいただくということで、今回も補正予算の中に盛り込んでいただくこととかも検討していただいているようですが、その施行するまでに、保険適用するまでの間におきましても、やっぱりそれぞれまだまだ所得制限があったりとか、条件を緩和しなければならない部分とかありますので、そういった面も含めまして、また、この不妊治療だけではなくて、不育症につきましても保険適用していただきたいということもありまして、今回、この中で相談体制とか、そういったものも含めて、入っていない部分も含めて意見書の中に盛り込ませていただいております。

副委員長(田中豊一君) よろしいですか。ほかにご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

では、反対者がいませんので、全会一致ということで追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目の犯罪被害者支援の充実を求める意見書(案)について、ご意見等を承ります。ご意見等はございませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) この意見書(案)につきましても賛成の立場であります。1点だけ質問といえますか、教えていただきたいのは、項目の5項目めに犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援することとあるんですが、全ての地方公共団体において犯罪被害者支援条例という、そのことについて具体的なイメージが湧かないんですけれども、熊取町レベルで犯罪被害者支援条例をつくらしたら、例えばどういう条文になってくるのか、何を規定するのか、その辺のところ、何かお考えなり、あるいは資料なりございましたらお教え願いたいなど。

副委員長(田中豊一君) 渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) 今、この条例は大きな都道府県と、また政令市等で制定していきまして、大阪府も大阪府として条例制定してくれているんです。大阪府犯罪被害者等支援条例ということで条例を制定しております。その大きな内容としましては、基本的な施策として、相談及び情報の提供、また心身に受けた影響からの回復、安全の確保、居住の安定、雇用の安定、経済的負担の軽減、府民の理解の増進、民間支援団体に対する支援、人材の構築、調査及び情報の収集といった、そういった中

での内容をこの基本的な施策の中に、条例の中に盛り込んでおきまして、まだまだそういった体制、居住の安定、犯罪被害者の方が被った中で居住も、いろいろ被害を受けて損害を被って住むところもなくなっている方もいらっしゃる。そういったところの犯罪被害者さんの居住の安定とか、そういった雇用の安定、お仕事もなくなっている、被害者の方が職場まで奪われてしまっている、そういった状況の中で、居住や雇用やそういった負担の軽減をするためには、条例の中でしっかりそういったものを支援しますよという規定を盛り込まないといけないということで、なかなか町単位ではまだそこまでの支援は難しいかもしれませんが、条例としてはそういったものもやっぱりサポートしますよというものを条例で定めることによって犯罪被害者さんの生活を守ることができるのではないかなというところで、そういった体制ができるように国もしっかりと支援を、そういった条例を各市町村単位で条例ができるように国も支援してほしいという、そういった内容になっております。

副委員長（田中豊一君）今の説明でよろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。

この上程の内容で上程させていただくということで、ございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

では、反対者がいませんので、全会一致ということで追加議案として上程することにいたします。

次に、3件目の種苗法の一部改正案について慎重な審議を求める意見書（案）について、ご意見等を承ります。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この意見書（案）につきましては、先日、種苗法一部改正案について意見書を可決してほしいという、そういう請願を町議会として受け止めて、それを皆さんにご審議いただこうと思っておったわけなんです、残念ながら、思いのほか国会ですいすいと委員会、本会議でも可決ということになってしましまして、残念ながら、慎重な審議を求める意見書という内容になっておりますので、国会で可決されてしまった以上、この意見書の案文の内容ではちょっと状況にそぐわないというふうに考えます。

意見書については取下げという、そういうシステムはございませんが、意見書提案者としては、これは事実上取下げみたいな形で、ここでの議論は必要ないかなというふうに感じております。

副委員長（田中豊一君）提案者から、時間的な経過で町議会に意見書として出すタイミングと国会での審議成立のタイミングがずれてしまったということで、今回、種苗法の一部改正案についての慎重な審議を求めるというのが今タイムラグでできないということなので、これはもう審議の必要がないということの提案がありましたけれども、そういう扱いでさせていただいてよろしいですか。

では、提案者もそれでさせていただきたいと思しますので、よろしくお願ひします。

では、本件はそういう処理で、提案しないということで処理させていただきます。

次に、4件目の日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書（案）について、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今回、この核兵器禁止条約が来年の1月22日ですか、発令されるということ、発効されるということは、本当に大変評価するものであります。この条約、法機関の中でも日本の被爆者の皆様のお声が、法機関の中に盛り込まれているというところで、その辺のところもすごくそれが全世界的にそういったものが条約の中に盛り込まれたというところで、大変これも評価させていただきたいと思っております。また、こういったことにつきまして、本当に、こういった活動を推進していただいたことには心から敬意を表するものであります、でも、この条約の中には具体的な軍縮措置というものが盛り込まれていないわけでありまして、です、それによりましてやっぱりまだ核保有国と非保有国との溝が埋まっていないというか、溝が深まっているというところで、やっぱりこの溝を埋めることが一番実効性のあるものになりますので、そのためには日本としては、私たち公明党といたしましても、核保有国と非保有国との橋渡し役ができるように、日本として、

被爆国としてできることはそのことだというふうに思っておりまして、そのために調印や批准をしたとしても溝は埋まらないということで考えております。ですので、溝を埋めるために今回も提案させていただいているんですが、契約国が行われるその会合におきましても、日本がオブザーバーとして参加させていただき、また、広島や長崎でそういった会が持たれるように、誘致も含めて日本が参加させていただくという形で溝を埋めていく活動をしていくことを要望しておりまして、そういう立場で参加していきたいというふうに、日本としての役割は大きい、橋渡し役としての役割は大きいというふうに考えておりますので、この条約は大変評価するんですが、意見書につきましては賛成できないというものでございます。

副委員長（田中豊一君）ほかにございせんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）以前に比べると、渡辺委員の発言もやや前向きな発言をいただいたかなという気がしているんですが、恐らく50か国が批准して来年1月22日に条約が発効するという状況が生まれてきたことで、渡辺委員も、より前回の意見書提案に比べれば一歩前を向いていただいたかなという点はうれしく感じておるわけではあるんですが、ただ残念ながら、やはり日本政府は核保有国との橋渡し役に、その仕事に当たるべきということで、日本政府の立場をそのまま認めるといって、そういうご意見でしたので、そういう大きなところでは全く変わっていないという点は非常に残念だと思います。この意見書の文言の中にも書いておりますが、日本は唯一の戦争被爆国、戦争で核兵器の被害を受けた多くの方々が亡くなられ、戦争が終わった後もずっと被曝の苦しみを抱えながら長きにわたって核兵器廃絶の運動を被爆者が自ら先頭を切って運動を続けてこられた、長い間、営々と核兵器廃絶に向けての運動を続けてきた中で、ようやく核兵器を全面的に禁止しようという、核兵器を保有すること自体が駄目であると、核兵器を国際法の下で非合法とした、核兵器はもう非合法ですよと、化学兵器その他の様々な化学兵器と同様に核兵器は持つても駄目、使っても駄目という、そういう核兵器は非合法であるという条約がやっとできたわけなんですけど、残念ながら核保有大国がいまだに核兵器を全面的に禁止するという、その条約には背を向けていると、非常に残念な状況であります。

幸か不幸か、幸であると思いますが、アメリカの大統領がトランプ政権からバイデン、新しい新大統領に代わりました。政権移譲が行われつつあります。アメリカ政府の姿勢も幾分変わってくるのではないかなとは期待しておりますが、こういう状況の下で日本の首相もぜひ核兵器廃絶に向けて大きくかじを切っていただきたいというふうに期待をしております。私の意見はそういうところです。

副委員長（田中豊一君）ほかにご意見ございせんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。

全会一致になりませんので、反対意見がございましたので、意見が一致しないので上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてでございますが、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和2年12月定例会閉会から令和3年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出をいたします。

以上で、令和2年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたします。ほかに何かあれば承ります。何かございせんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては12月16日にアップロードの予定となっております。ご協力ありがとうございました。

(「13時57分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会副委員長

田中豊一

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 令和2年12月11日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	浦川佳浩	副委員 長	河合弘樹
	委員	大林隆昭	委員	田中豊一
	委員	渡辺豊子	委員	坂上巳生男
	議長	矢野正憲		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原敏司	副町 長	南 和 仁
	教 育 長	勘六野 朗	総合政策部長	明 松 大 介
	総合政策部理事	野 津 惠	総合政策部理事 兼 財 政 課 長	東 野 秀 毅
	総 務 部 長	林 利 秀	総 務 部 理 事	阪 上 章
	住 民 部 長	巖 根 晃 哉	健康福祉部長	山 本 雅 隆
	健康福祉部理事	木 村 直 義	都市整備部長	矢 部 義 雄
	都市整備部理事 兼 道 路 課 長	白 川 文 昭	都市整備部理事	田 中 耕 二
	教 育 次 長	阪 上 敦 司	教育委員会 事務局統括理事	吉 田 茂 昭
	教育委員会 事務局理事	林 栄津子	教育委員会 事務局理事	原 田 哲 哉
	企画経営課長	近 藤 政 則	広報公聴課長	道 端 秀 明
	情報政策課長	浦 添 全 弘	総 務 課 長	奥 村 光 男
	総務課参事	井 口 雅 和	人 事 課 長	橘 和 彦
	税 務 課 長	野 津 博 美	産業振興課長	山 原 栄 次
	健康・いきいき 高 齢 課 長	石 川 節 子	介護保険課長	根 来 雅 美
	障がい福祉課長	馬 場 智 代	子育て支援課長	松 浪 敬 一
	保 育 課 長	藤 本 明	保険年金課長	阪 上 正 順
	まちづくり 計 画 課 長	馬 場 高 章	道 路 課 参 事	宮 内 要重男
	水とみどり課長	庭 瀬 義 浩	学校教育課長	三 原 順
	学校教育課参事	松 藤 茂 孝	学校教育課参事	松 本 步
	生涯学 習 推 進 課 長	立 石 則 也	生涯学 習 推 進 課 参 事	堀 口 卓 也
事務局	議会事務局長	藤 原 伸 彦	書 記	瀬 野 裕 三

付議審査事件

- 議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例
- 議案第99号 監査委員条例の一部を改正する条例
- 議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例
- 議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）

委員長（浦川佳浩君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ます。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(浦川佳浩君) なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたままマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る12月7日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明ございません。どうぞよろしくようお願いいたします。

委員長(浦川佳浩君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(浦川佳浩君) 初めに、議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(浦川佳浩君) 次に、議案第99号 監査委員条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。田中委員。

委員(田中豊一君) 本会議でもお聞きしたんですけれども、提案理由で、ここでは監査機能の役割分担を明確にする、それから監査委員の独立性と専門性をより強化するという目的で今回の条例改正ということになっているわけです。11月19日の議員全員協議会でも町長のほうから、今後、人選については議会に上がってくるわけなんですけれども、専門性を重視した選考を優先したいという答弁をいただいたんです。それについて、担当のほうから何か補足があればお聞きしたいんですけど。

委員長(浦川佳浩君) 奥村総務課長。

総務課長(奥村光男君) 新たな監査委員の人選というところでございます。今現在は廃止条例をご審議いただいているような段階でございますので、具体的なリストアップとかいうようなところはしていないところでございますが、これまで説明させていただいたとおり、新たな方につきましては、自治体職員のOBなど行政経験豊富な方や監査実務の専門的知識を有する方の中からというところで、加えて、先日の議員全員協議会等のやり取りを踏まえて、これから本町の実務に合った方の人

選作業というものに入っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）ありがとうございます。

先行して議員からの監査委員を廃止して、専門性や独立性のあった方を選考されている大阪府、それから岸和田市、豊能町の事情が分かればお知らせいただけますか。

委員長（浦川佳浩君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）まず、大阪市でございます。大阪府につきましては5名体制というところがございます。監査委員につきましては公認会計士が1名、大学教授の方が2名、弁護士の方が1名、もう一人は民間企業の役員経験者の方というところがございます。

続きまして、岸和田市でございます。岸和田市につきましては、元職員が1名、税理士の方が1名、民間団体の経験者の方が1名というふうに聞いてございます。

最後、豊能町でございます。豊能町は2名というふうに聞いてございます。1名は元職員の方、もう一名は弁護士の方、以上2名というところがございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）委員会の場合ですので、私が調べた状況も、今、課長が説明していただいたところにさらに詳しく説明させていただきますけれども、大阪府と言われましたけれど大阪府ですね、たしか。大阪府は5名で、議員から監査委員が出ていないときは3名体制で、代表監査委員は公認会計士、それから大学教授、もう一人は、民間というのは経済団体から推薦の元大阪ガスの常務取締役であった方ということで、そこから、2名の議員のうち1名が何年か前に、前知事のときに代わられて、その方は弁護士、それからごく最近公募によって選ばれた方がたまたま大学教授であったということで、この折どういうことを配慮しましたかということをお聞きすると、平成17年に、以前は府のOBを採用していたが、ふさわしくないということで専門家を採用することとなったというふうに聞いています。

それと、岸和田市は、もともとは元市職員、これは監査委員事務局の局長であった方が今、代表監査委員で、経済団体は地元の商工会議所の推薦による方、それと最近、議会議員の代わりに入られた方は税理士の方、それから豊能町は、もともと代表監査委員は1名で公認会計士の方、それから最近、議員に代わる方で入られた方は弁護士の方で、その理由は、税理士や公認会計士には会計マネジメントについての監査を、それから、法律の専門家に当たる方は違法性や不適切な事務処理の監査をお願いしているという目的でやっているということで、議員全員協議会の折、町長からも答弁いただいたように、人選のことですからこれは町長の執行のことなんで、議会のほうはそれを承認するかどうかということだけなんですけれども、できるだけやはりこの趣旨に合った専門性の高い方を選任いただくようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ただいま田中委員からも質問がございましたが、それと重複しますが、先ほどの説明でも、あるいは11月19日の議員全員協議会の資料におきましても、新たに選任する識見委員には自治体職員のOB等行政経験豊富な人材や監査実務の専門家等ということで、自治体職員のOBというのがまず第一に想定されているわけなんです、ここで言われている自治体職員OBというのは、熊取町の職員の経験者ということをお想定しているわけですか。

委員長（浦川佳浩君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）こちらの自治体職員OBにつきましては、熊取町の職員のOBにかかわらず、例えば府の職員でありますとか他の団体の職員であった方を含めて指しているといったところがございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そういうことであれば、やっぱり町職員のOBというのはこの中からは外しておくということが大事ではないかと思えますけれども、それは田中委員も同じ考えであるかと思えます。町職員OBであれば、特に辞めてまだ間もない方とかいうことであれば、町内部のことをよく知っているというメリットはあるものの、顔なじみの多い町の行政を監査するというのであれば、ちょっとそれは言わばなれ合いを生んでしまう危険性を伴うということで、自治体職員OBというのも一つの選択肢ではあるかと思えますけれども、元町職員は省いておくということが必要かと思えますが、どうですか。

委員長（浦川佳浩君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）先ほども田中委員からの問合せに対して答弁させていただきましたとおり、今、具体的なこの方というようなところまでのリストアップというのはしてございませんので、今の委員のご意見等を踏まえて人選をしてみたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第99号 監査委員条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（浦川佳浩君）次に、議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この条例改正提案に至った理由をご説明願えますか。

委員長（浦川佳浩君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）至った理由でございますが、まず、この時期にというところでございます。まず、固定資産評価審査委員会につきましてはいわゆる固定資産の評価に対する不服等を審査する機関というところでございまして、来年度がちょうど評価替えの年というところでございますので、事案等が発生した場合に、さきの議員全員協議会でも説明させていただいたとおり、仮にあれば3回から5回ぐらい、複数回開催するということとなりますので、勤務日数に応じて報酬が支払いできるように改正したいというところでございまして、あわせて、公平委員会につきましても同種の内容というところでございますので、来年の令和3年4月1日に改正するために本条例案を提案させていただきます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(浦川佳浩君)次に、議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第10号)の件を議題といたします。

質疑については、説明員の出席の都合上、別途配付しております班分け入りの事項別明細のとおり、総務文教常任委員会所管分と事業厚生常任委員会所管分とに分けて質疑を行います。

まずは、本議案のうち、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)15ページになりますか、シティプロモーション事業の宿泊施設誘致奨励金828万3,000円の件をご説明していただきたいんですが、最初、誘致条例をつくったときに、借地奨励金というのは年500万円というふうになっていたかと思うんです。2分の1交付するので、相当額、一応年額500万円というふうになっていたかと思うんですが、828万3,000円というところの明細、雇用促進奨励金も入っているのか、その辺を併せて説明をお願いします。

委員長(浦川佳浩君)近藤企画経営課長。

企画経営課長(近藤政則君)まず、渡辺委員ご質問の奨励金の種類なんですけれども、条例上、固定資産税の奨励金、借地料の奨励金、雇用促進奨励金、3つございました。先ほど500万円とおっしゃったのが、このうちの2つ目の借地料の奨励金でございます。この500万円という数字は上限の数字でございますので、今回補正予算として計上しております借地に関しましては2種類ございまして、開業までの分と開業後の分という整理をまずしております。開業までの分につきましては、これまでお支払いいただいております借地料を全額お返しすると、奨励金として。営業後の分につきましては、借地料の2分の1を奨励金相当額として支出するという内訳になっております。

今回、具体的な数字、これが2月19日オープンということでスーパーホテルからもう通知がございましたので、これを当てはめると、全額分としまして令和3年1月までの分でお返しするということになりまして、この分が合計で793万3,000円、これは年額でいきますと、平成30年度分で280万円、令和元年度分で年額で280万円、令和2年度分につきましては月割りになりますので、1月までの分としてこれが233万3,000円、合計で793万3,000円になります。

今度は、営業開始後の2分の1相当額につきましては令和3年2月、3月分ということになりますので、これを計算しますと23万3,000円ということで、今回補正予算として計上しておりますのは全て借地料の奨励金に係るもので、総合計、支出見込額が816万6,000円という金額になっております。

なお、雇用促進奨励金に関しては、今回、要件に該当しないということで、支出の予定はございません。

少し長くなりましたが、以上です。

委員長(浦川佳浩君)渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)分かりました。そうなんですか。開業前は全額というふうになっていましたか、条例の中で。

委員長(浦川佳浩君)近藤企画経営課長。

企画経営課長(近藤政則君)条例上そういったただし書の規定がございまして、読み上げさせていただきますと、条例の第5条第4項の規定でございまして、前項ただし書に規定する場合において、準備期間における当該奨励金は、条例の第1項第2号で定める奨励金の計算方法にかかわらず、この計算方法というのは2分の1です、にかかわらず、準備期間に係る借地料に相当する額ということで、この相当額というのが全額という解釈になっております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。この条例、もう見られなかったんですね。もう消去されているというか、時限立法ですか、何かそんなので消えているので、確認したかったんですけども、それはなぜですか。

委員長（浦川佳浩君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） 今、例規集をデータで管理しておりますことから、廃止例規という中に一旦入っておったんですけども、これも一定期間を過ぎますとデータがなくなってしまうので、紙媒体のものを後ほど私からご提供させていただきます。申し訳ございません。

ちなみに、失効したのは令和2年3月31日限りということで、おっしゃるとおり、条例は現在失効しております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。そしたら、また紙媒体でお願いします。

2月19日オープンというところで、待ちに待ったホテルが開業という形になってくるわけですが、今、コロナ禍の中で開業はどうなるのかなという、ちょっと心配するところもあるんです。開業に向けての状況をちょっと説明していただけたらなというふうに思います。

それと、雇用につきましても、今雇用促進奨励金に当たるものはないということでしたが、条件の中に町内の方を雇用していただくということもあったかと思うんです。その辺のところの状況等も併せてご説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） まずは、オープンに向けまして、先月、11月半ばからスーパーホテルにおきまして先行販売といいたまいますか、ホームページの立ち上げも行われて、積極的な営業活動を行われております。本町といたしましてもそこの支援を鋭意行っている状況でございまして、具体的に申し上げますと、町内の所在する大規模事業者ですとかかかねてからニーズのありました大学関係、そしてひまわりドームにおける大規模イベントの際もニーズがございました。こういったところにもう既に積極的に営業活動に行っていたいております。

加えて、泉佐野市の食品コンビナートの事業者ですとか、大口としましては関西国際空港に進出されている事業者、こういったところにも積極的に現在、営業活動に行っていたいております。

渡辺委員ご指摘のとおり、コロナ禍においてなかなか稼働率というのかという点は我々も懸念しておったんですが、先日、本町に訪問いただいた際に確認いたしますと、そこは下方修正せずに稼働率90%を引き続き目指していくということで、大変心強いといいたまいますか、勇気づけられた発言もございました。引き続き、本町としましても積極的に支援をしていきたいというところでございます。

2点目の雇用の部分でございまして。先ほども申し上げたとおり、正規職員、これはなかなか難しいところもあるんですけども、非常勤、アルバイトとしまして朝食、これはスーパーホテルの売りでもございまして。朝食時のいわゆるホール係としまして現在3人程度、フロントの受付係として現在5人程度、合わせて8人ぐらいのアルバイトの募集を今しているということで、アルバイト情報誌なんかにも情報を上げまして募集しているところで、現在、結構多くの応募があるということでスーパーホテルからは聞いております。

以上でございまして。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。一応、そしたら町とすれば新規常用やから、アルバイトなのでこの奨励金は当たらないということですか。

委員長（浦川佳浩君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） おっしゃるとおりです。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。コロナ禍の中で、本町としては観光というか、そういったものを振興するためにこの誘致条例をしき、スーパーホテルが来てくださって無事にホテルの建設が済み、開業をする方向になったということは本当によかったかなというふうに思うわけですが、またいろいろ、先ほども課長のほうからも説明がありましたように、ひまわりドーム等でイベント等があるときにしっかりと活用していただくように、町のほうも支援等、来ていただいた方、ここに泊ってもらったらちょっと何ぼか優遇しますよというような、そういった対応というのも支援になるかと思うんです。そういったことも検討されておられますでしょうか。

委員長（浦川佳浩君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） 今おっしゃった宿泊者に対してのところ、直接的なものというのはこれからかと思うんですが、現時点で検討しているものとしましては、宿泊とお土産のセットみたいな企画ですとか宿泊と夕食券をセットしたような、通常食事されるよりも、通常買物されるよりも少しはインセンティブが働くような、こういったセット企画をスーパーホテルとも今協議しておるところでございます。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

また、かねてから町長が言っていた和田山のブルーベリー等の、そういった町のいろいろ地産地消というんですか、町の産物、そういったものもそこで利用していただくというところの協議とかも進んでいるんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） おっしゃるとおりで、事業者とも協議しております。あとは必要量といましようか、経常的にどれぐらいの量が確保できるとか、そういったところをしっかりと協議を詰めていきたいと考えております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君） 先ほどの渡辺委員のスーパーホテルに関係することでちょっと確認なんですけれども、今後、この奨励金の関係から280万円余り1年間で固定資産税に関わるものが町のほうに借地料として入ってくるわけです。これは令和3年4月からなんですか。それをちょっと確認したいんです。

委員長（浦川佳浩君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） ご質問は固定資産税の分でしょうか。借地……。

（「いや、固定資産税と違う。借地です」の声あり）

企画経営課長（近藤政則君） 借地に関しましては、もう令和3年以降も半分の140万円は必ず借地料として入ってまいります。半額を奨励金としてお出しするのも7年間限定でございますので、一旦、町の入としては借地料分が2分の1分ですが増えるというご理解で結構かと思います。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 田中委員。

委員（田中豊一君） ありがとうございます。7年間というのを知らなかったんで、2分の1が入るということで。

あと、先ほど渡辺委員からもいろいろイベントに関しての話があったんですけども、今、コロナ禍で大きなイベントが中止になっていて、なかなか交流人口を増やすというのが難しい時点なんです。来年度、70周年の絡みはありますし、それに関係したイベントもいろいろ考えられている中で、そのタイアップだとか、それから駅に近いからもうバスやタクシーで行ってもらったらいいんですけども、例えばひまわりドームで大きなイベントがあった場合、ほかの日根野とかりんくうのホテルなんかではバスを出したりとかを団体に対してしているんです。そういうサービスはある

かどうか確認できていますか。

委員長（浦川佳浩君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）現在、送迎のバスというのは聞いておりません。ただ、委員おっしゃるように、そういう需要といたしまして、取れるところがあるのであれば、そういうニーズも我々以上にスーパーホテル側はしっかりと把握されていると思いますので、協議の中で提案はしていきたいと思います。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）もう具体的に、来年のオリンピック・パラリンピックが終わってから、スポーツコミッションのほうではトランポリン連盟と連携して全日本トランポリン選手権大会を誘致すると。これはもう情報が入っていると思うんですけども、これはコミッションのほうで動いて、大体周辺を固めて、それがもうほぼ決定に近いような状況なんで、そういうニーズもコロナが収まればあると思います。そういうこともちょっと頭に入れてもらって、出始めですので、非常に大事な時期だと思うんでお願いしたいんですけども、そこら辺の検討はどうですか。

委員長（浦川佳浩君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）ありがとうございます。貴重な情報をいただいております。熊取町にもスーパーホテルにもプラスになるようにしっかりと協議してまいりたいと思います。ありがとうございます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を終了いたします。

説明員を交代するため、ただいまから10時40分まで休憩いたします。

（「10時31分」から「10時40分」まで休憩）

委員長（浦川佳浩君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管の住民部、健康福祉部、都市整備部分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。河合副委員長。

委員（河合弘樹君）19ページの中ほどですけども、老人福祉費の老人憩の家維持管理事業の耐震補強等工事費1億2,364万2,000円です。これ、青葉台地区とそのほか4地区と言っていたと思うんです。その地区を教えてくださいませんか。

委員長（浦川佳浩君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）この工事に係る地区でございますけれども、青葉台と桜が丘、朝代、大久保、高田の老人憩の家になります。

委員長（浦川佳浩君）河合副委員長。

委員（河合弘樹君）ありがとうございます。

その耐震工事の内容的なことを詳しくお聞かせいただけますか。

委員長（浦川佳浩君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）耐震工事の内容でございますけれども、耐震診断、耐震設計をする中でどのような耐震をするかということが指示されまして、ブレース補強であるとか壁を撤去するものであるとか、その各状況に応じて耐震の内容というのは変わっております。それにプラスしまして壁の中を、ふだん触るのは大丈夫なんですけれども、工事をする際ですとアスベストを一部除去しなければならない工事費であるとか、屋根の改装を行う分、桜が丘の部分は屋根であると

か、あとは屋上の防水改修というのを青葉台と朝代、大久保、高田のほうで追加させていただいておるところとか、地区の要望に応じて、床のフローリングを希望するところはその工事と関係する場所をフローリング化させていただいているのが青葉台と桜が丘と大久保ということ等も追加させていただいております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）河合副委員長。

委員（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）5地区の中で大久保とか朝代だったら、高田もそうですけれども、ほかに自前の公民館とかそういう代替施設があると思うんです。代替施設のない例えば青葉台とか桜が丘とか、工事中は地域の活動というのはここではできないと思うんですけれども、それは何か対策とかを考えられていますか。

委員長（浦川佳浩君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）桜が丘は集会所がございますので、集会所のほうを活用されるということでございます。青葉台地区は集会所がございませんので、例えばタピオステーションについては老人福祉センターのほうへ来られて行うということで、各地区のほうにそのような状況になるということはお知らせさせていただいて、各地区で場所を提供いただいたり、こちらのほうでも、老人福祉センターやふれあいセンターを会議等で活用するならお声がけくださいというようなこともお話しさせていただいております。

委員長（浦川佳浩君）田中委員。

委員（田中豊一君）今回、青葉台がそういうほかにないということですが、今後、残りのところをやっていく中でそういうところはいろいろ出てくると思うので、事前にいろいろ調整されて対応をお願いしたいと思います。

それと、先ほどアスベストの話が課長の口から出たんですけれども、アスベストの扱いは非常に細かい配慮が必要と思うんですが、工事的にどういう形でやられるか、分かっていたら教えてください。

委員長（浦川佳浩君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）アスベストの対策工事についてご説明します。

耐震補強をする際に壁等の撤去というのも当然出てまいります。設計の段階で、外壁の塗装材、内壁の塗装材にアスベストが含まれているかいないかをまずサンプリング調査しております。アスベストが含まれたものにつきましては、外壁で安定状態であれば飛散のおそれはないんですが、工事に伴って飛散する可能性がある部分につきましては、厚生労働省が認定している工法がございまして、飛散しない工法を使いまして撤去を行うというような形で対応しております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中委員。

委員（田中豊一君）住宅街の中ですので、そういう厚生労働省の基準もあると思うんですけれど、場合によっては負圧にして外へビニールで全部覆って、何かそういうこともされている例があるという聞いていますので、慎重にお願いします。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）補正予算の11ページに放課後等デイサービス支援事業補助金というのがございます。これについては、事前に説明を受けておりますが、本会議での説明において大阪府特別支援学校等の臨時休業に伴う利用者増に対する補助金ということなんですが、支援学校の臨時休校に伴って放課後等デイサービスの利用者がどの程度増えているのか、その辺分かりましたら教えていただけますか。

委員長（浦川佳浩君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）こちらのほうは、本年3月に小・中学校や特別支援学校がコロナウイルス感染防止のために休業されました。これに伴って放課後等デイサービス事業を使うことが多くなった世帯について、補助されるものでございます。

こちらのほうの人数につきましては、今回対象の分は今年の3月利用分になります。そちらについては全部で100名の方が利用対象になっておりますので、こちらの方たちに対する分についての補助でございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）100名の対象者ということですが、通常の年度よりどれぐらい増えているかというのの分かりますか。

委員長（浦川佳浩君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）こちらのほうは、通常年度というか2月利用分と、学校が開校していた時期と3月利用分に対しての差を比較してございます。そちらについて、新規利用者分としては2名でございます。残りの98名については、2月利用もされておりましたけれども、利用の時間数が増えた方ということで98名の利用実績がでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

今お聞きしたのは歳入の部分ですが、これに対応する歳出はどこに出ておりますか。

委員長（浦川佳浩君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）歳出のほうは、通常の障がい児の通所支援給付費のほうから支出しておりますので、当初予算のほうで計上された分から歳出されておりますので、今回の補正予算のほうには、この入に対する歳出というものはございません。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

そしたら、もう一点だけお尋ねします。

29ページの道路関係なんですけど、道路維持事業ということで、これは本会議で説明がありました折に熊取駅前広場の一つは猛暑対策の工事、もう一つは段差解消のためのスロープ設置ということなんです。この2点について詳しくご説明願えますか。

委員長（浦川佳浩君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）駅前広場のバスシェルターについては、設置後約30年が経過していることから、屋根部分の劣化損傷が著しく進行しており、更新使用などが課題となっていたものですが、緑化等と併せて実施することで、既存のバスシェルター屋根の取替えが補助対象となる森林環境税を財源としました大阪府の都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金を活用しまして、日陰形成のためのシェルター、側面の植樹、それから熱線カットポリカによる既存のバスシェルター屋根の更新、歩道幅員部の駅側のバス停1か所だけとはなるんですけども、ミスト設置の工事費として1,900万円、これに対しましては、歳入としまして土木費補助金、10ページで計上させていただいてございますが、1,500万円の歳入を計上してございます。

ほか、歳出としまして、補助対象外ではございますが、同一箇所での工事となります、9月議会における田中圭介議員からのご質問で答弁させていただきましたが、身障者対応に係る駅前広場ロータリー内におけるスロープ設置工事としまして400万円、合計2,300万円を計上させていただいております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）23ページ、一般質問でも質問させていただいた分のワクチンの関係の保健衛生一般事務経費で電算処理システム改修委託料112万2,000円、委託料という形で入っているんです。ワクチンに向けてのシステム改修ということだったんですが、もう少し詳しく説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）こちらのシステム改修でございますけれども、健康管理システムの中で予防接種の管理、誰が受けたかとかそういう管理をしているんです。接種はまだいつからとは決まっていませんけれど、それまでの間に準備をしておくようにという国からの補助金を受けまして、システム改修させていただきます。

今回させていただく内容ですけれども、新型コロナウイルスの対策・対応ツールということで、まず接種券発行機能というものを足ささせていただき、接種される方には接種券をこちらから郵送させていただくためのツールと、あとは新型コロナウイルスの接種に際しての記録を管理する機能、この2つが足される分を改修に向けての費用ということで上げさせていただいております。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。一応、何かこのワクチンにつきましては来年度になるのか、各市町村単位で接種するというところで国の厚生労働省のほうで決定したようで、今、課長のほうも説明ありましたように、国のほうが接種費用を持つということで、無料のクーポン券を各市町村が対象者のほうに配布するというふうになったと昨日発表されておりましたが、そういったものをできるような対象者に対するシステム管理をするということになるわけなんですね、今回このシステム改修というのは。それで一応、それぞれ対象者のほうにクーポン券を配布できるように準備をしているということになるわけですね。

その分につきましては、市町村単位になるのでまたややこしい体制、それぞれ自らクーポンを頂いたら、それをどこで受けるかとかいう、医療機関とかそういったものも町のほうでしっかりと管理するということなんですが、その辺のところの体制も今は進めていただいているんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）体制につきましては、どのワクチンになるかによって、ワクチンが送られてきまして6日間で1,000人打ちなさいというようなワクチンもございますので、集団で行うのか個別で行うのかということも含めて今検討中でございます。

もう少し、委託料であるとかしっかりと内容ができましたら、医師会の先生も含め、近隣の市町村等とともに今検討中ということでお答えさせていただきます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。国のほうからのそういった指導というのがあるかと思うんですが、何かワクチンもマイナス70度ですか、そういったものにつきましての冷凍庫もそれぞれ各市町村に配備してくれるということを言っていますが、ちょっと管理等も大変かと思うんです。

また、健康被害というのも、国のほうが持つらしいですが、アナフィラキシーですか、何かそういったアレルギーのある方についてもどうかということもあるというふうに言っておりますので、そういったことにつきまして、市町村としてもクーポンを配布するとともにそういった説明とかも必要かと思うんですが、またその辺のところもよろしくお願ひしたいと思います。

また、対象につきましてはまずどの方を優先するとか、そういったところについても、今のところはまだ国のほうからの指示はないんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）国の分科会のほうで案としては出されておまして、案の段階で、医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方というところ辺までは示されておりますけれども、まだそれが確定ということの指示までは聞いておりません。

その後がどんなふうに行くのかというのはまだ分からないということ、いずれにしても、ワクチンがどのように入ってくるのか、ワクチンの供給に併せて対象者、じゃこの対象でいくということを決めていくのではないかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。またそれが市町村単位で窓口になっておりますので大変かと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、その下のほうのところの感染症対策事業につきましてももう少し説明していただきたいんですが、感染症対策事業につきまして、PCR検査の検査委託料と。これは関西医療大学に対しての分ですよね。その下の検査機器等設備整備事業補助金、検査キットと、もう少し説明をお願いしたいなと思ひます。

委員長（浦川佳浩君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） 検査機器等整備の補助金のことでよろしいのでしょうか。

（「全て」の声あり）

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） 全ての内容ですね。はい。

関西医療大学とは、11月26日に連携協定を結ばさせていただいて、これは、今、検査を取ってくる医療機関は町内でも幾つかあるんですけども、その取った検査を出す検査機関があふれてしまうと検査を出しても検査の結果が出るのに時間がかかってしまうので、そのときに臨時の検査機関としてなるようにということで、関西医療大学のほうが臨時の研究所ということで登録いただいたところです。PCR検査も国・府の補助で買ってもらって、町のほうは、機械のほうはそれが入るんですけど、機械があってもPCR検査はできませんので、それに係る試薬を入れる検出のスピッツであるとか、あとは分けていく小さな試験管とか、そういう消耗品に近いもの、あとはゴム手袋とか感染防護用品、そのようなものを補助させていただくものをまず補助金として上げさせていただいております。

これは、一応2,000人できるようにということでこの額、355万4,000円上げさせていただいておりますけれども、最大で一応見積もらせていただいている予算になっております。

あと、検査については2種類ございまして、一つは関西医療大学と町内の医療機関が委託契約を結んでいただいて、その委託契約を結んでいただいた医療機関から、行政検査が満杯のときは1件6,000円で受けていただくという形を一つ取らせていただくことと、もう一つは、町内の事業所でクラスターが起こった、例えば2人以上起こった場合に、濃厚接触者には当たらなかったけれども陽性の方と接触があつてとても不安だという方に対して町のほうが事業所のほうに対して補助するもので、町民が4,000円、府民が6,000円で検査委託料として出させていただいております。

あとは、府内の事業所に対しまして町民の方であれば同様の条件で検査を受けていただくことができるというものも、この事業の中に入れてさせていただきました。

あとは、消耗品としましては、事業者が検体を関西医療大学に持って行っていただいたり医療機関から関西医療大に持っていくときに、そのまま素手で持っていくものではなく、三重に梱包しなければならないんです。その梱包する機材であるとか、あとは検体を取る容器、30分ぐらい食べずに唾をゆっくりと入れていただく方式があるんですけども、その説明書をつけたもの、そういうものも町のほうで準備して、お渡しさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 丁寧なご説明ありがとうございます。よく分かりました。

そしたら、行政検査につきましては国のほうから出るんですよね。あと、今説明していただいた関西医療大学でする分につきましては町単費で、今言われた負担料、町民だったら4,000円、町外だったら6,000円というところで補助して検査するという事なんです。これ今、人数的には何

人を入れているんですか、この予算の中で。

委員長（浦川佳浩君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）一応、行政検査で1,000人分、町の単費のクラスターが起こったときの分で1,000人分を見込んで予算化させていただいています。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。よろしく願いしておきます。

もう一ついいですか。

委員長（浦川佳浩君）はい。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）27ページの農業振興事業の農業次世代人材投資資金75万円につきまして、新規就農者への支援というところで新規就農者としてどういった事業をしているのとか、詳しくご説明お願いします。

委員長（浦川佳浩君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）この方につきましては、今年度7月30日に就農計画を認定させていただきまして、農業のほうも7月30日から開始するというので、国のほうから半期分75万円の内示がございましたので、その分を計上させていただいてございます。収入のほうも同額計上させていただいて、新規就農の方に給付させていただくということになってございます。

この方につきましては、成合地区等で農地を借地されるということで、農業を今後展開していくということで聞いてございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）継続してということですから、今年度の前期と後期で農業を新規就農というか、どういったものを栽培されているとか、その辺のところを教えてくださいと思います。

委員長（浦川佳浩君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）前期と後期といいますか、基本的に新規就農の方には年間150万円を5年間ということになってございます。この方は認定を受けられたのが7月30日ということになってございますので、今年度については半期分ということになってございます。あとは、4年分と、最終年度はまた半期分頂けるということになってございます。

栽培されるのは野菜等ということでお聞きしてございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）そういった新規就農者に休耕地をいろいろと開拓していただいでやっていただくことはありがたいなと思いますし、また、新たにそういった方が活躍していただく中で町の農業も活性化していくことが望まれると思いますので、そういった方の活動等もまたしっかりとPRしていただけたらなというふうに思っております。どういった野菜を栽培してどういうふうに使っているのかということも、PRを兼ねて今ここで紹介していただけたらと思うんですが、あったらまたほかの広報でも結構ですが、お願いします。

委員長（浦川佳浩君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）この方については7月からということになってございます。ただ、過去に合計4名の方、新規就農でしていただいでいます。1名の方には、先日テレビ等でも放映されました自然薯をされている方ですとか、あと養蜂、ハチミツをされている方、もう一名の方についてはイチジク等を栽培していらっしゃるということでお聞きしております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。また広報等でしっかりとPRしていただきますよう、ホームページ等でもね。ほかの方にもご参加していただくように。

今回、国の施策で補助金もあるというところですので、またPRしていただけたらと思います。
お願いします。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）坂上巳生男委員が先ほど質問された29ページの道路維持事業の大体の内容は分かったんですけども、1,900万円で駅前の猛暑対策の事業を府の森林環境税を使ってということですが、ここは、森林環境なので木とかは植えないんですか。

委員長（浦川佳浩君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）植樹を行うことが前提でございます。バス停の南西側に植樹することで緑陰、日陰をつくるという中で、屋根の更新が補助対象となると。セットですることによって補助対象となるというものでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）大体分かるんですけども、もしよければ、議員全員に何かざっとした図面でもあれば、提供いただければありがたいです。

委員長（浦川佳浩君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）大阪府のほうに事業概要図というのを申請する際に用意しておりますので、それについて提供させていただくようにいたします。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）よろしくをお願いします。

その下の14番、21番の駅西の整備事業の工事請負費を4,000万円減額して、補償、補填及び賠償金が4,000万円増額ということなんですけれども、工事がちょっとまだめどが立たなくてこちらのほうに回すということのようなんです。これ、経過と今の状況を教えてください。

委員長（浦川佳浩君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）これにつきましては、当初、占用者の移設補償については工事費の中で対応する予定としてございました。予算要求時はそういうふうな考え方をしておったんですけども、この間、占用者と協議していく中で、移設補償については補償費として占用者のほうで対応いただくという中で、工事費のほうを4,000万円減額いたしまして移設補償費のほうへ4,000万円回し、対応としましては占用者のほうで移設対応をいただくという予算の組替えを行ったものでございます、

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）同じ29ページの下の公園維持管理事業の公園等維持修繕工事費、ゆめの森の駐車場ということでしたが、もう少し説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）公園等維持修繕工事費ということで342万6,000円計上させていただいています。これにつきましては、永楽ゆめの森公園の第5駐車場、ちょうど有料駐車場の出口に当たる部分が第5になるんですけども、そちらのほうは、平成18年の永楽墓苑ができたときに同時に整備したところでございます。その整備したものが、ここ13、4年たってきている中で、奥のほうでどうしてもアスファルトにクラックが入って奥側へちょっと下がっているようなところがございますので、今回この補正予算を上げさせていただきまして2月、3月中で整備を行い、4月からまた桜等、コロナ禍の中ではあるんですけども、そちらでまた来園者が増えるまでにその辺の対策もしておきたいというところで、今回、12月で補正を上げさせてもらったものでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

そしたら、次のページの住宅管理事業の修繕料120万円、給湯器というところが資料の中にあつたんですが、もう少し説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）町営住宅の給湯器の修繕の費用となっております。こちらのほうは、設置して10年前後ぐらいから、年間1台から3台の修繕を行っておりました。ところが、工場製品なので、平成30年に部品の製造が打ち切られたという背景がございまして、そこから1、2年は何とか持ちこたえていたんですが、令和2年の今年度の予算要求に当たってそろそろ部品の在庫がなくなるものがあるということで、当初予算で5台分予算措置をさせていただいていたんですが、やはり年数を経たというところもありまして、予想以上に故障するものが多い。しかしながら、部品が製造中止で在庫がないために本体交換をさせていただくということになっておりまして、今のところ予算を使い切ったような形になりました。

これから寒い時期に入ります。ご不便をおかけしてはいけないということで、今回12月補正で6台分予算要求させていただいたようなものでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）全てで6台、大原住宅の使われている給湯器は全部で6台になるんですか。

委員長（浦川佳浩君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）給湯器自体が各戸にございますので、90台、都合あることとなります。ただ、建物を建てた年次が違いますので、使われている給湯器の年代もそれに応じて異なります。現在、1棟と2棟に使用している湯沸器のほうが部品の製造が打ち切られておりまして、保証内容によってはもう部品の在庫がないというものがあるということでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）それぞれの1部屋ずつに1台ある給湯器ですよ。全部で90台というところで、1棟、2棟だったら何世帯あるんですか。その世帯分全部じゃなくていいわけなんですか。今、6台というのは6世帯分だけということになるんですかね。

委員長（浦川佳浩君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）1棟、2棟となりますと、都合65台ございます。故障したものを修理するというので、年間実績を踏まえた上で当初5台見ていたんですが、やはり経年劣化があるのか台数が増えてきておりますので、12月をもって残り6台分追加で予算措置させていただくということでございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ちょっと理解が悪くてすみません。そしたら、一応あと6台分で1棟、2棟のところは全て給湯器がちゃんと修理が終わるというふうに理解していいわけなんですか。

委員長（浦川佳浩君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）全て終わるわけではなくて、故障が発生する度合いに応じて修理しておりますので、上期の実績を見た上で、上期6台分取っておけば恐らく大丈夫だろうということでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ちょっと教えていただきたいんですが、先ほどの27ページのところの農業振興事業で、償還金のところで国・府支出金等返還金とあるんですが。農業の台風21号のときに被害を受けたところの分の補助というふうに附属資料で書いていたんですが、消費税の分ということにつきましてどういうことなのか、説明をお願いしたいと思います。

委員長（浦川佳浩君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）まず、この分につきましては、委員がご指摘いただいているように、平成30年の台風21号により被災した施設に対して補助金を支出させていただいたものです。基本的に、補助金の充当を受けた経費の消費税については、課税仕入れに対して支払った消費税として控除することができるということになってございます。ただ、それについては、一応確定申告をしていただいて初めて要は控除できるということが確定しますので、そこで今年度、2年の確定申告の際に確定申告を行っていただいて、要は控除できるということが確定いたしましたので、その分について返還いただくということになってございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（浦川佳浩君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時21分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

浦川佳浩

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 令和2年12月9日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	坂上昌史	副委員 長	江川慶子
	委員	田中圭介	委員	鱧谷陽子
	委員	文野慎治	委員	二見裕子
	委員	矢野正憲		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原敏司	副町 長	南 和 仁
	教育 長	勘六野 朗	総合政策部長	明松大介
	総合政策部理事 兼財政課長	東野秀毅	総務部長	林 利 秀
	住民部長	巖根晃哉	住民部理事	山本浩義
	健康福祉部長	山本雅隆	都市整備部長	矢部義雄
	都市整備部理事	田中耕二	上下水道部長	山戸 寛
	上下水道部理事	永橋広幸	企画経営課長	近藤政則
	人事課長	橘 和彦	環境課長	島尾 学
	介護保険課長	根来雅美	保険年金課長	阪上正順
	水とみどり課長	庭瀬義浩	上水道課長	大西順二
	上水道課参事	仲・哲矢	下水道課長	山田卓幸
	紹介議員	浦川佳浩		
	請願者	松本隆幸	請願者	藤井智仁
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書 記	瀬野裕三

付議審査事件

請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書

議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

議案第105号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について

議案第106号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）について

議案第108号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第109号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第110号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第111号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）

議案第112号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

委員長（坂上昌史君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議いただき、併せて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(坂上昌史君) なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マスクをつけたままマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、まず付託審査事件の請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書の件を議題といたします。

議会委員会における請願の趣旨説明に関する取扱要領の規定により、請願の趣旨説明等のため、請願代表者が出席及び紹介議員が同席されております。

まず、請願代表者に請願の趣旨説明を行っていただきます。

なお、趣旨説明の時間は10分となっております。10分経過時点で中止していただきますので、よろしくようお願いいたします。

請願代表者(松本隆幸君) おはようございます。熊取学童保育連絡協議会会長を務めさせていただいております松本隆幸です。よろしくお願いいたします。

今回の請願の趣旨ですけれども、学童保育という事業は、利用している各家庭のお子さんや保護者の生活実態を理解しながら、子育て支援、子どもの生活と発達保障を果たしていくことを担っていただいております支援員、子ども、保護者の信頼関係が最も重要な事業であります。その信頼は、今の現事業者であるNPOこどもとおとなのネットワークが40年にわたって積み重ねてきたものにほかなりません。

期限制、公募制によって運営事業者は変更される可能性がある場合、子ども及び保護者が不安、不満を募らせたり、親子に及ぼす心理面の影響や負担が懸念されますし、今拡大しつつあります熊取町内の学童保育所におきましては、支援員の雇用問題というものが一番大きな問題となっております。そこに期限制、公募制を当てはめるのではなくて、継続性を持った安定した学童保育事業を熊取町に採用していただくことで、人材雇用、そして人材育成に、より安定的なものを確保していただきたいというふうに考えております。

現事業者のNPOにおかれましては、40年前から保護者と支援員で熊取町における学童保育をつくり上げてきました。NPO法人となってからも、熊取町と共同でくまどり元気広場に協力し、町の委託を受けてその他のファミリー・サポート・センターを運営するなど、まさに熊取町と協働で子育て支援の一翼を担ってきた事業者であります。

また、そのNPOは、2010年には大阪府の推薦で内閣府の子育て支援功労表彰を受けており、2017年には大阪商工信金社会貢献賞地域貢献の部も受賞されています。そのような立派な学童保育所事業者を今後も熊取町が共同で学童保育所を運営していただきたいというふうに考えております。何とぞよろしくお願いいたします。

委員長(坂上昌史君) 以上で、請願代表者からの趣旨説明を終わります。

それでは、請願代表者及び紹介議員への質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君) おはようございます。幾つかちょっと質問させていただきたいと思います。

まず初めに、請願の趣旨というところなんですけど、ここは「指定管理者制度の期限制・公募制によるものではなく、随意選定による事業継続」というふうに載っているんですけども、これは随意選定ですか。随意契約の意味ですか。

委員長(坂上昌史君) 松本さん。

請願代表者(松本隆幸君) はい。そのように理解して請願したつもりなんですけれども、すみませんが質問の……

委員長(坂上昌史君) 二見委員。

委員(二見裕子君) 意味が分からないですか。

(「はい」の声あり)

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）随意選定というのは指定管理者制度の中の制度になりますよね。期限が切られるということになるので、標題に載っている随意契約という文言と意味が変わってくるのかなと思ったので、ちょっと確認をさせていただきました。

随意契約ということをおっしゃられているんですか。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）はい。公募制、有期限を外してほしいという旨です。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）随意契約というのは、事業継続が未来永劫というふうな私は意味合いではないのかなど。契約自体は期限制がもしかしてないのかもしれないですけど、一年一年しっかりと評価をしていただくということに関しては、その辺のことは分かっているのかな。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）先日、町長ともお話をさせていただいた際には、今回この随意契約を採用していただいた暁には、きちっと町が責任をもって事業者を評価する制度を設けてほしいというふうにお願ひしてあります。

その上で、熊取町が基準として設けた評価の基準に到達しない場合には、やはり契約の更新がないかもしれないということは理解しておいてくださいというふうにも説明を受けております。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）分かりました。

そうしましたら、また違う質問ですけども、⑥で、さいたま市と久喜市というふうな随意契約をしているところがあるというふうに書かれているんですが、これ、大阪府内で随意契約をされている市町村というのは幾つあるんですか。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）大阪府内では、ちょっと調べてみたんですけども、八尾市で一部上がってきたように思ったんですけども、詳しく調べてみると、八尾市でも随意契約ではなかったんです。

ただ、京都府ですとか神戸市、三重県の松阪市、あと、こちらに上がっている埼玉県では、かなりたくさんの自治体が随意契約で学童保育所を運営しているようです。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）分かりました。

あと、後ろの一番最後のところに第三者評価というのを書いていただいているんですが、これは、この文言からしますと、熊取町において行政にも健全な運営監視を行うことというふうにあるんですけども、これは熊取町が第三者評価をするという意味ですか。NPOがお金を出されてとか連協がお金を出されて、学童の事業者の評価を外に出してやってもらうという意味ではないんですか。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）熊取町が事業の実施主体であるというふうにされていますので、熊取町のほうに評価を設けていただくつもりであります。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）分かりました。

あと、最後のところなんですけれども、本当にたくさんの方が、4,097人というふうな署名されているんですが、これ、実際に現在学童を利用されている方で署名をされた方というのはどれぐらいですか。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）恐らく5割以上の方にはご署名いただいているかと思います。というのも、学童保育所内で直接保護者にこの署名用紙をお渡しすることはできないというふうな考えておりましたし、もちろん学童保育所内には各家庭への配付物のポスティングするところもあるんですけれど

ど、そこにも差し込むことはできないと考えておりましたので、学童保育所外で、門前もしくは外で友人同士の保護者同士で署名用紙を渡してお願いして協力していただいたという形になりますので、実際にどれほどの保護者の方がご協力いただいたかという正確な数字は把握できておりません。

また、学童保育所利用者名簿等も利用して、例えば4,097人の中にどれぐらいの利用者がおられるのかということも、私たちがその名簿を使うということは個人情報の目的外利用に当たるというふうに考えておりましたので、そういった作業もできてはおりません。申し訳ございません。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）おはようございます。

せっかくいい機会なので、私は後から自分の意見を述べますのであれですが、せっかく連協の会長が来られて、いろいろな形で熊取町に対して要望されてきています。と同時に、やはり連協という立場でNPO法人のほうにも、我々だけに要望するのではなくて、是正をしてほしいというようなこともこれから出てくるようなことは多々あると思うんです。そういったものも連協を通してやってもらうのがいいのか。我々は当然直接言うような権利も持っていますから話はしに行きますけれども、そういった中で接着剤になってもらうようなこともこれから考えてもらうようなことも必要になってくると思いますので、その点はちょっと言い添えたいなというふうなこともありますし、僕の今言うた意見について連協の会長としてどのように捉えておられるかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）今回、行政側でもアンケートがなされました。このアンケートというのは、もちろん一定、事業者であるNPOを評価する手段の一つであるかとは思いますが、そのアンケートが全てではないと思っております。

ただ、そのアンケートの中で、NPOに対してここをこうしてほしいというご意見もいろいろございました。その数ある意見の中でも、あくまで今、学童保育所というのは行政サービスの一つだというふうに僕も考えていますので、その行政サービスにおいて利用者側から出る意見の一つ一つ全てを取り組むということにはできないと思っております。

ただ、その中で一定、例えば各クラブの保護者ですとか、もちろん私たち連協もですが、その意見の一つ一つをもんだ上で、これはやっぱり学童保育所に採用してほしいよねということに関しては私たちも事業者に求める必要があると思いますし、また、今までのように熊取町にお願いすることもあるかと思えます。

だから、連協としては、上がってくる利用者のご意見の全てを行政もしくは事業者に届けるのではなくて、保護者会を通じて、これは必要だという案件に関してはやっぱり双方に求めていきたいというふうに考えております。

委員長（坂上昌史君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）そこが大切なところではないですかね。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。田中圭介委員。

委員（田中圭介君）署名について何点か確認をさせていただきたいと思います。

4,097名の署名の自筆と代筆の割合は分かれますか。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）7割以上は自筆だと思います。思いますというのは、我々は自筆でいただいた署名を、ふだんの要望署名ですと穴が開いてというか、さすが埋まっていないところにきちっと転記して、後で数えやすい形にして要望署名を提出してきた過去があります。

今回私たちがこの請願署名を提出するに当たりましては、できるだけ自筆のまま、穴開きでもいい、10個の署名欄があるうちの1人しか書いていない紙に関しましてもそのまま載せたんですけれども、一部、私たちと一緒に署名活動に取り組んでいただいた保護者の中に、集約作業というか、転記する作業が必要だと考えて、提出前ですけれども転記された方もおられましたし、もちろん署

名用紙をお渡しして、そのまま内容をご確認いただいて代筆しておいてというふうにおっしゃられたご家族もおられましたので、そういった作業をした保護者、署名活動に取り組んだ方もおられません。

なので、何割が代筆ということに関しましては、ちょっと把握はできておりません。

委員長（坂上昌史君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）署名されたと思うんですけども、署名の際にどのように書いてもらうか指示はしましたか。もちろん、指定管理者制度から随意契約制度に変更してほしいという旨を伝えてから署名をしてもらいましたよね。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）はい。

委員長（坂上昌史君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）それは間違いないですか。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）はい。

委員長（坂上昌史君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）今、間違いないと言われたので、私の本当に仲のいい知り合いの方11名の家族にご連絡させていただきました。そのうち、ちゃんと説明をして書いた方は4名、計4家族と言ったらいいんですかね。11人中5家族がちゃんと説明を聞いて書いたという答えがありました。その合計が27名。

逆に、説明をされず署名した、また、名前を貸してくれと言われたので署名したという方が11名中7名おられました。そのうちのAさんは、学童のことで名前を書いてくれへんかと電話で問合せがあって、内容を知らずにええよと言うて、そして、そこの家族じゃなくて、そこの奥さんの親御さんの名前、もちろんそこのお父さんの親御さんの名前も勝手に署名されていた。

また、次はBさん、これも電話で署名させてくれへんかというて、何の疑いもなく、もちろん説明もなく署名されました。これが6名です。

これ以降は、承諾なく無断で署名されているご家族が、僕の11人聞いた中で4名おられます。その中でも、聞いたこともないし書いた覚えもないという方がざっくり30名ちょっとぐらいですか、そのうちのCさんは夫婦共々そんなの身に覚えがないと、勝手に名前が書かれていますと。

次、Dさんは、この方は僕より年下の方なので、その方とその親御さんの名前を書いておられました。その息子に聞いたら、僕は学童のことは全く興味がないから書くわけがないと、そういう答えももらいました。

Eさん、全く書いた覚えもないし、誰が書いたか逆に調べてほしいと。もちろん、気持ち悪いし怖いと言うておられます。

Fさん、もちろん書いたことも聞いたこともないと。もうこれ全部代筆なので、署名の全員が母方の親戚やと。そのうちの1名は先々週お亡くなりになられた方の名前も入っていたそうです。その方は、もうずっと寝たきりで、もちろん書くこともできない、聞くこともできない方の署名も入っておられます。

不正な署名が計46名で、正当な署名、ちゃんと説明を聞いたよというのが27名です。この時点で、もちろん本人の承諾がないものは、署名としては認められません。本人の意思が反映されないもの、または本人の意思が認知症などによりおおよそ懸念できないものは、署名としては無効としか言えません。逆に、無断で他人の署名をしたら裁判で訴えられますよ、これ、民事ですけども。

（「そうですね」の声あり）

委員（田中圭介君）はい。それを聞いてどう思われますか。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）署名をいただく際には、私たち、共に活動した方の中に、やはり母親同士の

つながりで署名いただけないかという形のお願いをすることも多くあります。その中で、例えば一部の保護者が自分のご両親やご家族、親戚のお名前を書くこともあったのかもしれないです。そこは、僕が直接署名を集めたわけではないので、分かりかねるところもあります。

委員長（坂上昌史君） 田中圭介委員。

委員（田中圭介君） だから僕、冒頭で聞きましたよね。署名をする際にちゃんと指定管理者制度から随意契約制度に変更してほしい内容の趣旨を伝えて署名しましたかというのは、冒頭で言いましたよね。

委員長（坂上昌史君） 松本さん。

請願代表者（松本隆幸君） はい。

委員長（坂上昌史君） 田中圭介委員。

委員（田中圭介君） そして、しましたと言ったでしょう。

委員長（坂上昌史君） 松本さん。

請願代表者（松本隆幸君） はい。

委員長（坂上昌史君） 田中圭介委員。

委員（田中圭介君） でも、それは僕以外のところでは知りません、それは、ちょっと僕は代表者として話は通用しないと思うんですね。

それはやっぱり徹底して、4,097名というのは住民の1割の署名があると。みんなそれで、町長も多分そうと思います。議員で恐らく賛成に回ろうとしている方も、僕もそうでしたよ。1割集めてくるってすごいなど。でも穴を掘っていったら、逆に勝手に名前を書かれていたとか、そんな数のほうが僕の周りでは多いんです。それは、4,097名という数を全く信用できなくなりますよね。

委員長（坂上昌史君） 松本さん。

請願代表者（松本隆幸君） 僕個人としては、勝手にということは一切ないと思っています。

委員長（坂上昌史君） 田中圭介委員。

委員（田中圭介君） 僕、ちゃんと裏も取れていますし、ちゃんと証拠も残していますので、勝手に書かれたと。

委員長（坂上昌史君） 藤井さん。

請願代表者（藤井智仁君） おはようございます。連絡協議会の事務局をしています藤井といいます。よろしくをお願いします。

いろいろ調べられた結果そういう数が出てきたのかなというふうに思うんですけども、連絡協議会の立場として指示しているのは、必ず趣旨説明して署名を取ってくれというふうに全ての方には必ず伝えているんです。その上で取ってきていただいているというふうに受け取っているんで、それが全てなんです、我々としては。なので、それでも4,000人の数が集まったということは、利用者のみならず、利用してきた保護者、そして子どもたち、そしてこれから利用しようと思っている保護者の皆さんの思いが集まっているんやというふうに私は受け止めて、この請願書、署名をご提出させていただきました。そこが全てかなと思っています。

委員長（坂上昌史君） 田中圭介委員。

委員（田中圭介君） じゃ逆に、松本さんとか、全然関係ない署名で自分の名前、子どもの名前、親の名前が勝手に書かれていたらどう思いますか。

委員長（坂上昌史君） 松本さん、マイクを使ってお願いします。

請願代表者（松本隆幸君） 全く感知しないところで勝手に記載されていたら、それは不思議に思います。納得しないかもしれないです。納得できないです。

委員長（坂上昌史君） 田中圭介委員。

委員（田中圭介君） まさにその納得されていない方が46名あまりいてるんです。それも確認済みなんです。それを今、4,097名がどうのこうの言われましたけれども、勝手に書かれて気持ち悪いでしょう、自分の名前を。勝手に出して、学童保育を指定管から随意契約にしてくれなんか、俺そんなも

ん言うてもないし、何勝手に書いてるんだと言うてる方がいてるんで、それはやっぱり、子どもたちのことを考えて署名活動されましたよね。その署名活動されている保護者たちがこんな不正なことをしてどないするんですか。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）今先ほど藤井が説明しましたように、全く不正なことをしたという認識はありません。

田中圭介議員がおっしゃっているその方々のお名前を把握は私たちもしていないんですけれども、必ずその方のお知り合いの中には私たちの署名活動に取り組んだ方がおられると思うので、私たちとともに署名活動に取り組んでくださった方々にその方のお名前を見ていただいて、どうでしたかということが可能ならばします。

委員長（坂上昌史君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）何をされるんですか。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）確認作業です。どういった形での署名を取ったんですかという形。

委員長（坂上昌史君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）だから、書いた本人から僕は直接聞いておりますので、その必要は……。まあしていただいたらいいかとは思いますが。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）書いた本人というのは書かれたということですか。

委員長（坂上昌史君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）署名したというのは冒頭のAさん、Bさんだけです。名前を貸してくれと言われた。それは説明をしていませんよねということですよ。そのほかの方は、もう全く知らんうちに書かれていると。ということは、どちらを取っても不正な説明なしの署名のやり方じゃないんですかということですよ。

委員長（坂上昌史君）田中圭介委員は、請願の内容の質問をしていただきたいのと、先ほどから署名の承諾を得たか得ていないかということなので、その意味ですね。その人数の方をそこから削除してほしいのかどうかとか、できれば請願の内容の中で代表者の方に質問していただきたいと思います。田中圭介委員。

委員（田中圭介君）そしたら僕から言わせていただいたら、この4,097名の署名というのは確実な数ではありません。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）4,097名がということですか。

委員長（坂上昌史君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）4,097人じゃないと。これだけ不正な取り方をしていたら、数はもっと減っていくだろうという考えです。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）田中議員からのご指摘ということで、一応受け止めさせていただきます。

委員長（坂上昌史君）よろしいですか。田中圭介委員。

委員（田中圭介君）はい。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）すみません、何回も。もう一度確認させていただきたいんですけれども、支援員の継続的な雇用というところで、指定管理制度でなく随意契約のほうがとおっしゃいましたね。その辺、雇用形態というのは、指定管理者制度であっても随意契約であっても一定、正職員、臨時的に働いている方の雇用形態的なものというのは、会計年度任用職員のようなパートという形であっても変わらないと思うんですけれども、その上で、人材を確保していくということに関しては随契の

ほうがいいというふうにおっしゃったんです。その辺はどんなふうに考えておられますか。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）事業者が公募される期限制があるということに関して、事業者側も採用する際には一定、何年までの雇用という形での採用しかできないと思います。

ただ、今回、随意契約において一応期限制を設けないということで採用活動できることで、応募する側も雇用する側も安心して採用活動ができる、就職活動ができるのではないかというふうに考えております。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）パートであるとかが正職員に登用されることもありきというふうに、長期を雇用されるようになった場合にはそんなふうに変えていくことができるというふうにお考えですか。

委員長（坂上昌史君）松本さん。

請願代表者（松本隆幸君）支援員の採用もしくは応募に関しまして、採用形態の変更ですとかそういったことは恐らく今までと変わりなく行われるものと……。随意契約になったからといっていきなり会計年度任用職員から正採用にするというわけではないというふうに理解していますけど。

委員長（坂上昌史君）浦川議員。

議員（浦川佳浩君）多分、そういった雇用の話に関しては、運営者であるNPOと町との話合いになって、あくまでも連協は保護者組織の集まりなので、もちろん決定権がないというか、そういうところかなというふうな感じです。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）先ほど議長のほうからも、しっかりとNPOに物を言ってくださいということもありましたので、その辺で支援員のなかなか人材が集まらないというようなことも耳にしています。その辺で、随意契約になったらじゃ集まってくるのかなというところもありましたので、そこはちょっと聞かせていただきました。

あともう一点、紹介議員のほうに質問させていただきたいんです。指定管理者の指定に関しては、議会は指定管理者の団体名と指定期間に対して議決を行いますけれども、選定の方法や団体を指名する権限というのは私たちはあるのでしょうかというところと、それと、議会は公正・公平な町政運営、行政運営を監視監督する立場にあると思うので、紹介議員となられたということに関しては、その辺はいかがですか。

委員長（坂上昌史君）浦川議員。

議員（浦川佳浩君）1点目に関して言うと、この請願のタイトルのところの説明ですね。

（「うん」の声あり）

議員（浦川佳浩君）我々議会として、現NPOに随意契約、直接ここにお願いしますということを書いていいのかという趣旨の説明でよかったですね。

（「はい」の声あり）

議員（浦川佳浩君）これに関していくと、結果的に熊取町の学童をこれまでずっと担ってこられたところが現NPOであって、そこに今後も安定した成長を子どもたちに与えていくために現NPOにお願いしますという請願の趣旨ですので、私としても、これまで9月議会、12月議会と思いを述べさせていただきましたけれども、結果的に今のところが現熊取町の子どもたちを見ていただく学童保育所の運営にふさわしいというふうに私も思っています。

2点目の質問なんですけれども、私がこの請願の趣旨に非常に大きく賛同したところが、6番目以降、「以上の理由から」というところ、いわゆる第三者評価、ここが非常に私は重要だと思っています。我々議員からすると、やっぱりいろんな保護者の方たちからNPOをこういうふうに変えてほしいとか、こういうところを指導してほしい、そういうご要望がたくさんあって、そんな中で我々議員がどこまで入っていけるのかというところの中で、やはり熊取町はNPOの評価を重視、今回アンケートという形でもいろんな声が出ましたけれども、そういうようなアンケートをしか

り拾って、先ほど矢野委員もおっしゃっていましたが、NPOに改善していただく、よりよい学童を運営していただくために、第三者評価というものがやはり必要になってくるんじゃないかなど。なので、現在運営しているNPOにとっては、より厳しいハードルがこれから突きつけられてくると思うんです。しかしながら、そうすることによって、より引き締めて学童運営をやっているというふうにも思いますし、よりよい学童保育をやっていく上において保護者の意向をそういったところに踏まえて、熊取町がしっかり行政で指導監督していく立場にある。

なので、一番最初の請願の趣旨の①にもあるように、やっぱり町と運営者が信頼関係を築いていく上でこの請願の趣旨というところに私も賛同しましたので、紹介議員として参加させていただいています。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）質問ではありません。

先ほどからのいろいろのやり取りを聞いている中で、指導監督する立場は間違いなく熊取町にあります。それに甘んじたら駄目ですよというようなことをやはり言うておかないといけないかなと思います。

今回の件も、連協の皆さんが大変苦勞されているというのもよく分かっているつもりです。その中で、一番最初に戻りますけれども、熊取町に要望を上げるということだけではなくて、やはり皆さんが持たれている立場として、あちらのほうに事業運営、NPO法人にやはり言わなければいけないというふうなことも、我々とのやり取りの中で出てくるようなこともあると思うんです。そういったものはやはりはっきりと伝えてほしいし、そういうふうな立場の軸足に立ってほしいなというふうに思います。

来てくれ、抱いてくれやったらあかと僕は思っています。それができる連協やと思っておりますので、その辺の軸足、立ち位置はしっかりと認識していただきたいと思います。よろしく願います。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、請願代表者及び紹介議員への質疑を終わります。

ここで、請願代表者及び紹介議員には退席をお願いいたします。ありがとうございました。

（浦川佳浩君、松本隆幸君、藤井智仁君退席）

それでは、本請願の取扱いについて各委員のご意見並びにご質問を承ります。ご意見、ご質問はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）最終的に17日の本会議で採否を取りますけれども、私自身、本会議で意見を述べることができませんので、この場でちょっと意見を述べさせていただきます。

行政から指定管理や業務委託などの形態を取り入れるに当たって、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、民間事業者等から幅広く求めながら事業計画書を提出してもらい比較検討をすることこそが、競争性や公平性、透明性を確保することにつながる。その結果、行政の持たないノウハウを生かして行政サービスの向上、利用者の満足度向上につながるものと考えております。

今回の請願は、学童保育運営に対する随意契約による事業継続を望むものであります。本来なら先ほど述べたとおりの考えで反対をするものでありますが、8月28日から9月11日に実施された学童保育所の利用者アンケート調査の結果内容を見れば、どの問いにもおおむね好意的な結果になっています。また、アンケート調査の結果を示すように、今回の請願では町民の1割近い署名が集まっています。そして何より、12月3日の首長の答弁で、もう既に前向き発言、答弁をされています。このようなことを総合的に勘案すれば再考せざるを得ない、このように考えております。

これから熊取町行政が随意契約による事業継続を導入するのであれば、多額の税金が投入されていること、これから起こり得るあらゆることを想定しながら、例えばほかの民間事業者や住民からの監査請求、住民訴訟が起こされても対応のできる、そういったしっかりとした制度設計をするよ

うに申し述べ、今回の件は賛成といたします。

以上です。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）それでは、意見を述べさせていただきます。

学童保育条例の第7条、第8条で、指定管理者は公募により選定し、議会の議決により指定することとされています。公募を行うことにより、さらに保育の質の向上や事業者努力を推進することが可能になると考えます。また、議会は公正・公平な町政運営、行政運営を監視監督する立場であるので、そういった意味で、一者随契ではなく公募により公平・公正な事業者選定を推進する立場にあると考えておりますので、この請願については賛成し難いものです。

しかし、4,097名の署名は民意があると判断し、反対もできないものと考えます。

以上です。

（田中圭介君、二見裕子君退場）

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

以上でご意見、ご質問を終わります。

それでは、本請願について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願を採択すべきものとするに賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立4名であります。よって、請願第1号は採択すべきものと決定いたしました。

なお、町職員の説明員が入室の間、しばらくの間休憩いたします。

（「10時44分」から「10時53分」まで休憩）

委員長（坂上昌史君）休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたままマイクを使っていただきますようお願いいたします。また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る12月7日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案11件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

委員長（坂上昌史君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（坂上昌史君）初めに、議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）おはようございます。よろしく申し上げます。

国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本会議でご説明がありました。税制改正に伴い、現行の国民健康保険料の減免措置、今実際にある減免措置、7割、5割、3割ですか、その分について、税制が変わりましたので、現行と同じ水準で令和3年度1月からも適用するためというふうに聞きました。その理解でよろしいでしょうか。

委員長（坂上昌史君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）まず、概要をもう一度おさらいということで説明をさせていただきます。

もともと給与所得控除、公的年金等控除というものが来年度の賦課のところから10万円引き下げられることによりまして、その控除が引き下げられるということは所得が10万円増えるというような形になります。そうなりますと現行の、今先ほど7割、5割、3割と言われたんですけども、7割、5割、2割でございますが、その軽減判定所得というものを一律上限をそのままにしておきますと、所得がオーバーしてしまう懸念がございます。

したがって、今回の改正によりまして、その基準額を給与所得者等の数に応じまして、それらに10万円を掛けて、その掛けた額を加算するという措置を取りまして、予期せぬ負担増にならないようにするというものが今回の趣旨でございます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。では、現行と同じ水準だということで理解します。

それと、これによって新たな住民負担は発生しないということで理解してよろしいでしょうか。

委員長（坂上昌史君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）そのとおりでございます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）本会議や議員全員協議会でもご説明を受けました。水道事業は、令和2年3月議会において、令和3年4月から大阪広域水道企業団に統合されることに決まりました。

そこで、今回なぜこういった提案があるのかというお話をお聞きしたところ、水道料金の値上げを住民に周知するための期間として今回この提案があるんだということもご説明を受けました。それでよろしいでしょうか。

委員長（坂上昌史君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）そのとおりでございます、もう一つ追加で説明させていただきますと、今回の12月議会でこの議案が可決されましたら、来年の2月に予定されております企業団議会のほうでも条例として審議していただく予定となっておりますので、この12月議会で上程させていただきます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）ちょっとマスクをつけているので、3人のお顔を見ながら、どの口が動いているのかなとか想像しながら見ていたんですけども、できたら、ちょっと上げておいてもらえたら助かります。すみません。

私たち日本共産党熊取町会議員団は、住民の命の水でありますし、そういう部分でも水道事業について決算や予算、それから計画などのことも議会で審議されない、それはいかななものかということで、当時反対させていただきました。そういう部分でちょっとこれは納得できないなと思っているんです。

あと1点、料金のことです。基本料金は一定下がると。それで使用料、今まででしたら9立方メートル以下は基本料金だけで済んでいたものが1立方メートルから料金がかかって徴収されるということで、実質、独り世帯や学生、そういった方たちの負担増になるということも、議員全員協議会のときでしたか、お話ししたわけなんです、その点はやはり問題があると指摘しておきたいんです。

長い歴史の中で、水道を止めたら生きていけないですもんね。ですので、そういった部分で命のとりでとして守ってきた9立方メートルまでは基本料金でいいんだという制度が、ここで1立方メートルからもう負担金が増えるという部分ではかなり独り世帯の方に負担になると思うんですけども、独り世帯の方というのは熊取町では何世帯ぐらいございますか。

委員長（坂上昌史君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）まず、基本水量につきましては、9立方メートルではなくて8立方メートル以下の場合基本水量というのを設けておりますので、一律ということになります。

独り世帯の軒数というのは、ちょっとうちではそのあたりは把握はしてないんですが。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）ほかの課でどこかつかんでいるところはございませんか。

委員長（坂上昌史君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、ちょっと私のほうで今手持ちの資料がございませんので、また後ほどお答えさせていただきます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）何度も言っていますが、熊取町は学生も多いし、結構今は高齢者の方でも独り世帯の方が増えておられる現状があります。そういうところに、説明でありました7.7%でしたか、今回の値上げ率ですね。そこを今回の議会で決めてしまうのはいかななものかなというふうに思っております。その点はどのように感じておりますか。

委員長（坂上昌史君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）確かに、私ども水道事業におきましても、積極的にというか、料金改定というのはできたら避けたいというふうに感じておりますが、ただ、今後、持続可能な水道事業、特に耐震化事業を進めていく上ではどうしても費用が不足しておりますので、そのあたり、特に独り世帯のご家庭とか学生とかにはご負担をおかけしますが、その辺はご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立4名であります。よって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）これについては、幾つもの複数の条例が関連しております。

令和2年3月議会で、先ほどもご説明しましたが、私ども共産党議員団は反対しておりました。令和3年4月から企業団に統合されることがもう決まっておりますので、関係条例ではありますが、議会で決まっている以上しようがないかなと思っているところであります。意見として言わせていただきます。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）ちょっと教えてほしいんですけども、下水道事業受益者負担金というものについてどういったものか、復習も兼ねて教えていただけますか。

委員長（坂上昌史君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）下水道事業受益者の負担金につきましては、整備されたことで下水道が使用できるところの面積1平方メートル当たりに対して423円の負担金がかかるというものでございます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。

ということは、下水道が来た場合、そのお宅が1平方メートル当たり423円を掛けた分を受益者負担として下水道がつながったところのお宅から頂くというものですよね。そういう理解でよろしいですか。

委員長（坂上昌史君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）そのとおりでございます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）下水道が来たら、うちのところも、小垣内なんですけれども、とても快適になって喜んでおります、ああやっと来たなということで。本当に、下水道が来るとこんなふうに住生活様式が変わるんだなとよく思いました。

それで、お宅によっては、小さい敷地面積のお宅でしたら1平方メートル423円ということであれば計算は分かりやすいんですけれども、旧家でおひとり世帯の方も結構おられて、高齢者だったら自分の時代のときにはどうかなとかいうご意見も聞いて、引いていないところも実際にあるんですよ、できたら面整備でどんどん広げていってほしいと思っているんですけれども。

そういったものに対して、1平方メートル423円ということが今まででは3年ごとで決めていたということですよ、今回の提案は、そこをまけてくれという話ではなくて、社会情勢や環境の変化により、必要に応じて見直すという提案ですね、今回ののは。ですので、例えばどういう時点でどのような期間を通してそれが決まってくるのかなというのを教えていただけますか。

委員長（坂上昌史君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）基本的には、今までのような情勢であれば423円が変わらないというところなんですけれども、やはり激変した場合です。災害とかでどうしてもそういう状況にないとか、あと周りの状況で下げざるを得ないような状況が来たとき、そのときは見直しをするということで考えています。

委員長（坂上昌史君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）議案書の提案理由にも書かせていただいております。今後10年間下水道ビジョンを今させていただきました。今、課長が言いましたように、状況が変わらないといいますが、今後の今の状況ですと10年間は見直しはせず423円という形で、3年間というのが今の中期と期間が合いませんでしたので、という形で思っております。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）10年間の計画に合わせて3年間が合わなくなったから、こういうふうな状況にするということですか。

委員長（坂上昌史君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）10年間、今投資的事業を全て検討しまして、10年間この財政状況で試算しましたので、10年間をさせていただきます。少なくとも10年間は今の423円を継続できるということになりましたので、条例の3年ごとに見直すというのが不整合となりましたので、その条文の3年ごとを消させていただくという形になっております。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第105号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。二見委員。

委員（二見裕子君）この選定につきまして、選定基準配点表というのを見せていただいているんですが、自主事業の計画の内容というところは適切かというのがあるんですけども、この自主事業計画の内容というのとは何か提案されているんですか、教えてください。

委員長（坂上昌史君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）永楽ゆめの森公園の公園のほうの自主事業としましては、今現在もずっとやってきています遊び遊具等の販売、あとお店、露店の設置、あと、時期的にはヨガとか昆虫採集とか、子ども相手の。あと利用者のその辺の参加イベント、大きくは、二見委員もご存じの秋にやっていますワンダーフォレスト、昨年度から夏の人の少ないときに何か人を呼べるイベントをとということで、ウォーターサバゲーとって水鉄砲遊びみたいなものを昨年度やってきて、今年はいろいろとコロナの関係もあって、イベント的には中止になっているものが多うございます。

あと、それに加えまして今後5年間の中でこういったものも考えていきたいというのが、来園者の健康増進のためのサービスだとか、憩いを感じられる何かサービスの支援とか、今回の公募の中ではその辺の施策の提案もされてございます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）墓苑のほうですけども、継続という形で受けております。ですので、ライターであったり線香であったりの販売であるとか、お花を供えていただく代行であるとか、お墓の清掃あるいは参拝と、そういった今の現状のサービスを継続するという形でお聞きしております。

以上です。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）配点表で点数のつけ方がいろいろあるんですけども、永楽ゆめの森のほうは、自主事業計画の内容は適切かは15点をつけられていまして、15点というのが配点ですね。墓苑のほうは同じ内容が10点になっていますし、その下もですか、収支計画が適切かつ経費縮減のための取組が適切なものかというのは、永楽ゆめの森のほうは5点で墓苑のほうは10点という、この点数のつけ方というのは何かあるんでしょうか。

委員長（坂上昌史君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）墓苑のほうからお答えいたしますと、墓苑といいますのは、やはり自主事業というのはちょっと限りがあるんじゃないかという考え方を取っております。それと、そもそも我々が指定管の方にお願しようとしたのは、堅実な維持管理をしていただいでできるだけ安価に管理していただくというのが主眼でありましたので、その点で、自主事業のほうは配点は下げましたけれども、経費縮減のためにどういった取組をしてきてくれているかというところには配点を大きくしまして、全体のバランスを見ているというようなところでございます。

委員長（坂上昌史君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）公園のほうにつきましては自主事業に重きを置いているというのは、先ほども言いましたように、やっぱり公園に遊びに来てくれる人たちが楽しんでいただけるような何かということで、自主事業というのは公園では重きかなというところで加点のほうも大きくやっております。

あと、経費につきましては、指定管理料がやはりそういったものやっっていく中で安くなればなるでいいことなので、その辺を安く抑えて、同じことをするにもそうやって節減していただけるといところを考えまして、こちらのほうも項目の中では、先ほどの自主事業と併せて重きを置いたところでございます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第105号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第106号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）同じですが、自主事業の計画の内容というところでお聞かせください。

委員長（坂上昌史君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今回、グリーンパークの継続で同じところなんですけれども、自主事業の内容としましては、今現在も継続的にやっております年末にしめ縄作り、あと来園者対象に鳥とドングリ、バードウォッチングをしながらそういったドングリとかを使った工作をしていくというのを継続的にまた今後もやっていきたいと。

あと、今、パークの指定管理者の中で一つ考えられている新企画というか、新たにこういうのもやっていたらなというのが、炭焼きの体験のところにも窯もございますので、その辺はどこか細工してピザを焼いたりできひんかとか、あと裏の和田山のフィールドを使って何か遊び道具を作って、子どもの心を引きつけるようなものがないかとかいうようなところをいろいろ考えられているようでございます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第106号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第108号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）今回の補正の主な内容は、人件費の人事院勧告と人事異動の関係と、あと9ページの電子計算機使用料385万3,000円、これがどんなものかご説明をお願いします。

委員長（坂上昌史君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）システム改修に関しましては、こちらのほうは、先ほど条例の改正のとこ

ろでもお話しさせていただきましたけれども、30年度の税制改正に伴いまして軽減判定所得が見直しになる関係で、対象者の捕捉であったりとかいうものを的確に行いまして、それらの情報を基に正確な保険料算定を行うため、来年度、3年度の保険料を算定するために必要な制度改正に伴うシステム改修を行うものでございます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。

この財源なんですけれども、特定財源のその他のところに入っているんです、枠の中でね。これ財源というのはどないなっていますか。

委員長（坂上昌史君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）現状におきましては、こちらのほうは一般会計からの繰入金で対応する見込みとなっております。

ちなみに、年単位、暦年でなんですけれども、調整交付金というのが見込まれてございます。こちらの改修につきましては、恐らく年内は無理なので、年度内に改修が完結するだろうということになりますので、令和3年度の調整交付金が対象となろうかと考えてございます。現時点ではそれが見込める状態ではないので、一旦は一般会計からの繰入れで対応しようかと考えているところでございます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第108号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません。先ほど江川委員からありました独り世帯の軒数ですけれども、あいにく住民課のほうで定期的にそのデータを抽出しておりませんので、国勢調査のときのデータになりますが、それでよろしいでしょうか。

最新のやつはまだ集計中でございますので、前回の平成27年時点で独り世帯というのが3,889軒で、その5年前になりますと、22年でいきますと3,208軒ということで、年々増えている状況にあるということでございます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第109号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第109号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(坂上昌史君)次に、議案第110号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員(江川慶子君)これも人件費の部分が多くあるんですけども、あと交付税確定の分とのご説明だったんです。

超勤手当がちょっと気になっています。ページ12、13の補正予算給与費明細書を見たほうが分かりよいと思うんですけども、12ページの真ん中あたりの超勤手当、補正前は265万円で、今回、補正後390万円ということで、125万円増えているんですけども、どういう事情があったのか教えていただけますか。

委員長(坂上昌史君)根来介護保険課長。

介護保険課長(根来雅美君)まず、介護保険課で産休を取った職員がいて、それも短期間でしたので募集をさせていただいたんですけども、何分応募がなかったので、現職員で産休を取った職員の事務を賙った分が年度当初にあります。それプラス、今回のコロナの影響で各事業所へのマスクの配付ですとか国からの通知文書を早急にお伝えしないといけないということで、そういうこともありまして超勤のほうが前年より増えている状態です。

今回、8期の計画もございまして、保険料の算定ですとかアンケートの集計ですとか、そういうところの分析もありましたので、増加している現状です。

以上です。

委員長(坂上昌史君)江川副委員長。

委員(江川慶子君)そういうコロナの関係やら産休の代替の方が見つからなかったということで、大変なところ、ご苦労されているんだなということが分かりました。ありがとうございます。

委員長(坂上昌史君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第110号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(坂上昌史君)次に、議案第111号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員(江川慶子君)水道事業会計についても、ほとんどが人件費によるものですね。

それで、ちょっとお聞きしたいのは、4ページの給料及び手当等の増減額の明細の中に、給料の備考、一般から水道へ3名異動されると。下水から水道へ1名、合計4名異動されるということで

すね。水道から一般に2人と水道から下水に2人と、4名入れ替わるわけなんですけど、今回、この広域水道企業団になった場合、水道に行かれた職員はどうなるのかなど。全体を含めてご説明をお願いできますか。

委員長（坂上昌史君） 仲・上水道課参事。

上水道課参事（仲・哲矢君） 現在上水道課に配属されている職員の中から大阪広域水道企業団に身分移管を希望するという方については、大阪広域水道企業団に身分移管する手続を取らせていただきます。その中で、今現在13名上水道課に職員がいますけれども、身分移管を13名全員が希望しない場合は、その不足する職員の分を熊取町のほうから派遣していただきまして事業を進めていく形になります。

基本的には2年から3年をめどに全員を企業団の職員に入れ替えていくような形で考えておりますが、身分移管を希望する人数によって、全員を企業団の職員に入れ替える期間については2年から3年で見込んでいます。多い場合はさらに延びる可能性はありますけれども、一応、町からの派遣職員で対応していただくことで調整させていただいております。

委員長（坂上昌史君） 江川副委員長。

委員（江川慶子君） ということは、現状では今は町からの派遣ということになる。まだ企業団になっていないので、町職員であるということと理解しているんですけども、3月以降、一人一人身分移管するのかどうか確認した上で、そこで体制を取るということですか。そのときに、希望されていない方は町からの移管であるということと、しばらくそこで、最終的には全員が身分移管する形になるというふうに理解してよろしいですか。

委員長（坂上昌史君） 山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君） ちょっと整理します。

今ちょうど身分移管の意向の申出の最中なんです。まだ締め切っていないので人数が今言えないんですけども、今言った13人のうち何人かは身分移管するということになると思います。足らずの人は熊取町職員の身分で派遣という形になりますので、それが今、参事がご説明させていただいた、基本は2、3年で企業団から入れ替えていくと、それで町の職員は戻すというような考えでありますので、そういう考えでございます。

委員長（坂上昌史君） 江川副委員長。

委員（江川慶子君） 分かりました。企業団から補充して行って町へ戻ると。だから、職員から水道に行ったからといって、企業団に絶対入らなあかんということではないんだと。それはそういうこととすね。ありがとうございます。

委員長（坂上昌史君） ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） その移管される方の身分とかお給料とか、そういうのは全く変わらないということなんですか。その辺については。

委員長（坂上昌史君） 仲・上水道課参事。

上水道課参事（仲・哲矢君） 大阪広域水道企業団に身分移管される方は、大阪広域水道企業団の勤務条件におきまして給料や休暇とか手当とかは計算されて、勤務することになります。

休暇とか、企業団より元の団体のほうが多い場合とかは、経過措置を設けて3年程度で企業団のルールにのっとっていくような経過措置はありますけれども、基本的には熊取町のほうは企業団とほぼ同じルールになっておりますので、条件としては変わりません。

以上です。

委員長（坂上昌史君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第111号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第112号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第112号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）以上で、本委員会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時34分」閉会）

以上の委員会の次第は議会議務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

坂上昌史